

59—02 P U D T

除斥の申立ての効果及び 除斥審判の手續と決定の効果

1. 除斥の申立ての効果

除斥の申立てがあったときは、除斥審判の決定があるまで審判手續を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない（特 § 144）（→26—01の13.）。

この急速を要する行為としては、次のような例が考えられる。

- (1) 証人に、早急に尋問しないと、外国に出発するとか、死亡するというとき
- (2) 早急に検証をしなければ目的物が変化、消滅するというとき

2. 除斥審判の手續

- (1) 当事者などから、書面をもって、あるいは口頭審理中に口頭（→33—04の3. (6)）をもって、除斥の申立てがあったときは、審判書記官は除斥審判のための開始の手續を行う。
- (2) 除斥の申立てがあれば、関係審判事件の手續は中止され、除斥の申立てに対する判断機関として特許庁長官の指定による審判官（→59—01の7.）から成る新たな合議体が構成される。この場合、除斥の申立てを受けた審判官は、この合議体に加わることはできないが、意見を述べることはできる（特 § 143 ①）。

また、除斥の申立てに係る審判書記官は、除斥についての審判に関与することはできない。特許庁長官の指定による新たな審判書記官が除斥についての審判に関与する。

なお、申立権の濫用であると認めるときの除斥の申立てを受けた審判官については、59—01の8. 参照。

- (3) 口頭審理中（ないし証拠調べ中）に除斥の申立てがあったときの措置

ア 口頭審理中（ないし証拠調べ中）に口頭による除斥の申立てがあったとき（書面による申立てがあったときは、除斥の申立ての名宛人が特許庁長官であることから、口頭審理を担当中の審判官を通じて特許庁長官に申し立てられたものと解して）、審判長は、口頭審理調書に除斥の申立てがあった旨を記載すべきことを審判書記官に命じ、かつ、その申立てについて決定があるまで審判手続を中止する旨宣言する。

なお、口頭（あるいは申立書）をもってされた除斥の申立てと同時に疎明された原因からみて、その申立てが明白な除斥の申立権の濫用であると即断できるときには、その申立てがあった後、その他の疎明の事項を申し立てないことを確認してから、直ちに合議に入り、その申立ては申立権の濫用である旨で却下する決定をすることができる（59—01の8.）。

イ 当該審判官が急速を要する行為（→1.）をしなければならないときは、その旨を当事者などに告げて、中止することなく審理を進める。

(4) 除斥の原因は、申立てをした日から3日以内に疎明しなければならない（特§142②）。3日以内に疎明しないときは、その追完は認められないので、決定をもって却下する（却下決定の文例→59—05の2.）。

疎明とは、審判官に対して、申立人の主張事実を一応確からしいと推測させることをいうのであって、これに用いる証拠方法には制限がない。

(5) 除斥の申立てに対する審判は、できるだけすみやかに審理し、決定しなければならない。除斥の申立てにより、本案審判手続は中止されるからである。

(6) 除斥審判は、原則として書面審理による（特§145②）。

(7) 除斥の申立てに対する決定は、文書をもって行い、かつ、理由を附さなければならない。また、この決定に対しては、不服を申し立てることはできない（特§143②、③）（決定様式→59—05の1.）。この決定は即時に確定する。

(8) 除斥の申立てに対し決定があったときは、審判書記官は、関係事件の記録に決定書の写しを連綴し、その旨の表示をした紙片を記録袋にはさみ、関係事件の審判長に回付する。

(9) 除斥の申立てに対する審判事件の審判官又は審判書記官に対し更に除斥の申立てがされたときも、手続上、同様に扱う。

3. 除斥審判の決定の効果

除斥原因がある審判官は、法律上当然に当該審判事件については一切の職務執行ができない（例外→特 § 144 ただし書）。その審判官、当事者などが、除斥原因を知っているか否かにかかわらず、この効果が生じる。

審判の結果、除斥原因のあることが明らかとなった審判官が関与した審理は、手続上無効となるべきものであるから、審決前であればやり直さなければならない。また、審決がされ、その審決に対し訴えが提起された後であるときは、その審決は裁判所において取り消されることとなる。更に、審決が確定したときは、再審の事由となる（特 § 171②→民訴 § 338①二）。

ただし、除斥の申立てがあり、これに対し除斥審判の決定があったときは、これを理由に不服の申立てをすることはできない（特 § 143③）、また、再審の理由とすることもできない。

（改訂H27.2）